

区立産後ケアセンター利用約款（令和6年4月）

◆目的

第1条 本約款は、世田谷区より産後ケア事業の委託を受けた日本助産師会が世田谷区立産後ケアセンター（以下「センター」といいます。）において、世田谷区の利用決定を受けた産後4ヶ月未満の母（以下「利用者」といいます。）とその乳児に対しケアサービスを提供し、一方、利用者がセンターに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします

◆適応範囲

第2条 センターがショートステイ（宿泊）（以下「ステイ」といいます。）またはデイケア（日帰り）（以下「デイケア」といいます。）の利用者との間で締結する契約（以下「利用契約」といいます。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、世田谷区と日本助産師会との間で締結した産後ケア事業委託契約及び法令または一般に確立された慣習によるものとし、

2 世田谷区または日本助産師会が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

◆利用契約の申し込み

第3条 センターに利用契約の申し込みをしようとする者はあらかじめ世田谷区の定められた利用受付先を通して申し込みを行い世田谷区の決定を受けるものとし、

2. 利用契約は、センターが前項の申し込みを承諾したときに成立するものとし、

3. 利用期間は、それぞれステイが7日間まで、デイケアが7日間までです。但し、デイケアの利用は1週間（日～土）に2日までとします。

4. 利用者が、利用中に利用の継続を希望する場合、または当初の利用予定期日より以前に退所を希望する場合には、原則として世田谷区へ申し入れるものとし、センターにて、直接継続または退所の申し入れを承ることはできません。

5. 施設利用中は外出できません。

6. 利用者または乳児、同居家族が、新型コロナウイルスワクチン接種後72時間を経過していないときは利用できません。

◆利用契約締結の拒否

第4条 センターは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

(1) 利用の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(3) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。

(4) 利用しようとする者が、センターまたはセンター職員（委託会社職員も含みます）に対し不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(5) 利用しようとする者が飲酒し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

2. センターは、次に掲げる場合において、利用契約を締結いたしません。

(1) 利用しようとする者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。

(2) 利用しようとする者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

(3) 利用しようとする者または乳児が、予防接種後48時間を経過していないとき。

(4) 利用者または乳児、同居家族が、新型コロナウイルスワクチン接種後72時間を経過していないとき。

(5) 利用しようとする者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。

(6) 利用しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. センターは、利用しようとする者に疾患がある場合は、医師の許可を得ている場合のみ利用を認めます。薬の服用がある場合は利用者本人が管理し、処方どおりに服薬を行える場合に限り、

◆利用者の契約解除権

第5条 利用者は、原則として世田谷区に申し出て、世田谷区の承諾の上、利用契約を解除することができます。

2 センターは、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合であっても、その違約金を利用者に請求することはありません。

◆センターの契約解除権

第6条 センターは、次に掲げる場合において、利用契約を解除することができます。

(1) 利用者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたと認められるとき。

(3) 利用者がセンターまたはセンター職員（委託会社職員も含みます）に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(4) 利用者が飲酒・喫煙し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

(6) その他、センター職員の指示、またはセンターが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2. センターは、次に掲げる場合において、利用契約を解除いたします。

(1) 利用者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。

(2) 利用者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

(3) 利用者または乳児が、予防接種後48時間を経過していないとき。

(4) 利用者または乳児、同居家族が、新型コロナウイルスワクチン接種後72時間を経過していないとき。

(5) 利用者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。

(6) 利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. センターが第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、退所日の翌日以降の料金はいただきません。但し、退所時間が19時00分～24時00分となった場合には、退所日の翌日の利用料金をいただきます。

4 第1項または第2項に基づき利用契約を解除したにもかかわらず、利用者が退所しない場合、あるいは管理上支障があると認められる言動をとった場合には、センター長あるいは副センター長は、利用者に対して退去を求めることができるものとし、また、センターでの対応が困難であると判断した場合には、警察または適切な行政機関に通報します。

5 センターは、利用者の退所日において、悪天候や災害等により、今後利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、退所を促すことがあります。

◆利用時の登録

第7条 世田谷区の利用決定を受けた利用者は、利用当日、世田谷区から提供された「産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式第6条関係）」に基づき、利用登録するものとし、

2. ケアサービス開始時に利用者本人と確認できる物（母子健康手帳等）の提示が必要です。

◆センターの利用時間

第8条 利用者がセンターを利用できる時間は、10時00分より19時00分までとします。但し、ステイにて連続して使用する場合には、この限りではありません。

2. 利用初日の入所時間は10時00分とします。但し、退院後病院から直行する場合、先天性代謝異常等検査受検後に施設へ行く場合に限り、利用申込時に世田谷区の下承を得ている場合は、11時30分まで繰り下げることができます。

◆きょうだい利用について

第9条 乳児の兄姉（未就学児に限り、以下「きょうだい」といいます。）を同伴して利用することができます。

2. 1家族につき きょうだい1名までの利用となります。

- きょうだいが発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるときには、利用できません。
- きょうだいが、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるときには、利用できません。
- きょうだいが、予防接種後48時間を経過していないときには、利用できません。
- きょうだいが、新型コロナウイルスワクチン接種後72時間を経過していないときは利用できません。
- 家族室での利用となります。
- 1回の利用で、最長3泊4日までとなります。
- きょうだいの利用期間は、利用者と乳児の利用期間と同期間とします。
- きょうだいの保育サービスはありませんので、利用者が居室で世話をするものとします。
- きょうだいの食事はセンターが定めた食事時間内で利用者と一緒に所定の場所をとるものとします。
- きょうだいのスタッフルーム及び乳児室への入室はできません。また、他の利用者のきょうだいと居室内を行き来することはできません。

◆食事について

- 第10条 食事は、センターが定めた食事時間内に所定の場所をとるものとします。
- 利用者やきょうだいに食物アレルギーがあり、食品の除去が必要な場合は、卵、牛乳、そば、小麦、落花生、えび、かこの7品目の単品除去のみご相談に応じます。除去を希望する場合には、利用開始日の(土日祝日を除く)5日前までに世田谷区へ申し出が必要で(えび、かにかについては前日までの申し出でも可能です。)。完全除去には応じられませんので、ご了承ください。ご利用料金に変更はありません。

◆面会について

- 第11条 面会は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施内容が変更となる場合があります。世田谷区ホームページをご確認ください。
- 風邪、または感染症の症状が見られる方の面会はお断りいたします。
 - 面会者がセンター内にて管理上支障があると認められる言動を取った場合には、センター長あるいは副センター長は、面会者に対して退去を求めることができるものとします。また、センターでの対応が困難であると判断した場合には、警察あるいは適切な行政機関に通報します。

◆利用規則の遵守

- 第12条 利用者は、センター内においては、センターが定めた利用規則に従うものとします。

◆利用者負担金の支払い

- 第13条 利用者が支払うべき実費相当分の利用者負担金については、別表のとおりです。
- 現金またはせたがや子育て利用券、産後ケア事業クーポン券にてお支払ください。産後ケア事業クーポン券については、お一人様5枚まで(1日につき1枚)ご使用いただけます。料金は前払い制です。利用明細書と領収書を発行します。なお、領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。

《別表》利用者負担金(実費相当分 1日あたり)

所得区分	ステイ	デイケア	きょうだいステイ	きょうだいデイケア
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
非課税世帯	0円	0円	900円	600円
均等割のみ課税世帯				
課税世帯	4,500円	3,000円	1,700円	1,000円

※多胎児の利用については、2人目以降の子ども1人につき、以下の金額を加算する。

所得区分	ステイ	デイケア
生活保護世帯	0円	0円
非課税世帯	0円	0円
均等割のみ課税世帯		
課税世帯	500円	250円

◆センターの責任

- 第14条 センターは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償します。ただし、それが天災等のセンターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- センターは、消防機関から防火基準点検済証を受領していますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しています。
- 利用者の自転車での来所は原則禁止です。万が一自転車で来所した場合、自転車の管理及び自転車の利用に起因する事故・負傷についてセンターは一切その責任を負わず、損害を賠償いたしません。

◆お持込品の取り扱い

- 第15条 利用者が、センター内に持ち込んだ物品については、センターの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、センターは賠償いたしかねます。また、現金及び貴重品についても、センターは一切その損害を賠償いたしません。

◆利用者の残置物の取り扱い

- 第16条 利用者が退所したのち、利用者の手荷物または携帯品がセンターに置き忘れられていた場合には、その所有者が判明したときは、センターは当該所有者宛に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者に連絡がつかない場合、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、センターにて処分いたします。

◆利用者の責任

- 第17条 利用者の故意または過失によりセンターが損害を被ったときは、当該利用者はセンターに対し、その損害を賠償するものとします。

◆記録と秘密の保持

- 第18条 センターは、利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年度保管します。
- センターは、産後ケア事業委託契約及び「産後ケア事業利用登録申請書(第1号様式第6条関係)」の同意書に基づき、前項の記録を世田谷区へ提供するものとします。
 - センターは、利用者が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、世田谷区を通して原則としてこれに応じます。但し、保証人、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - センターとその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者の了承を得て行うことがあります。

- 適切なケアサービスのため、医療機関へ情報提供すること
- 利用者の安全のため、適切な行政機関へ情報提供すること
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。
- センターは、第1項の記録を特定の個人の情報と判別できないようにし、学術集会や論文等で使用することがあります。

◆緊急時の対応

- 第19条 センターは、利用者または乳児に対し、医学的判断により診療が必要と認める場合、またはセンターにおけるケアサービスでの対応が困難な状態であると判断したときは、提携の協力医療機関あるいは他の専門機関を紹介する場合があります。
- 前項のほか、利用者、乳児、またはきょうだい利用のきょうだいの心身の状態が急変した場合、センターは救急車を呼ぶとともに、緊急連絡先及び世田谷区に連絡します。
 - 緊急時に利用者が外出する場合でも、センターで乳児またはきょうだい利用のきょうだいのみを預かることはいたしません。

◆看護学生等の実習の受け入れ

- 第20条 センターは、ケアサービスに支障のない範囲で、看護学生等の実習を受け入れることがあります。この場合、利用者の了承を得て行うこととし、助産師等の指導監督の下において実施します。実習依頼の学校に対して、実習学生に係る傷害保険等加入を義務づけることとします。

◆居室の変更

- 第21条 センターは、ケアサービスの都合上、ご利用中に居室を変更する場合があります。

区立産後ケアセンター利用規則（令和6年4月）

世田谷区立産後ケアセンター（以下、「センター」といいます。）では全ての利用者に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、利用約款第12条の定めにある通り、下記の規則をお守りいただきます。この規則をお守りいただけないときは、利用約款第6条により、ご利用契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合があります。

◆保健衛生上お守りいただきたい事項

1. センター館内には、原則ケアサービス利用者以外の方の入館をお断りいたします。
2. お持込みの飲食物は、利用者本人の責任の下で管理してください。ただし、センターの判断によりお持込みいただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。センターは管理に関しては一切その責任を負いません。

◆保安上お守りいただきたい事項

1. センターに以下のものをお持込みにならないでください。
 - ①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物
 - ②悪臭、異臭を発生するもの
 - ③火薬や揮発油等発火または引火の危険性があるもの
 - ④高額の現金及び貴金属類
 - ⑤アルコール入り飲料（ノンアルコールビール等含む）
 - ⑥その他法令で所持を禁じられているもの
2. センター内は全館、禁酒禁煙です。万が一、発見・発覚した場合には、即刻没収すると共に、退所いただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 居室から出られるときは施錠をご確認ください。尚、ケア職員がケアサービスの観点より訪室する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
4. 不審者や不審物を発見した場合は、至急センター職員までご連絡ください。
5. 館内備え付けの機器以外的高温高圧を発生する器具はご使用にならないでください。
6. 消防用設備等には非常の場合以外はお手を触れないでください。

◆お止めいただきたい行為

1. センター内で、賭博または風紀を乱すような行為はしないでください。
2. センター内で、他の利用者に迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為はしないでください。
3. センターの許可なしに、居室を本来の目的以外に使用しないでください。
4. センターの許可なしに、むやみに外出したり、食事などの出前をおとりにならないでください。
5. センターの許可なしに、センター内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させる、または本来の使用目的以外の使用など、現状を変更するようなことはしないでください。
6. センターの許可なしに、居室に外来の方をお招きにならないでください。
7. センターの許可なしに、センター内で撮影することは禁止します。
8. 居室の外観を損なうようなものを窓側に陳列しないでください。
9. 広告宣伝物の配布、掲示、または物品の販売勧誘等はしないでください。

◆緊急時の対応

1. 各居室には、緊急時を想定してナースコール設備を配置していますので、緊急事態が発生した場合にご利用ください。
2. センターには、24時間体制で職員が常駐していますので、何かありましたら、職員にご連絡ください。
3. 火災等の際の避難経路図は、各居室入口ドアの裏側に掲示してありますので、ご確認ください。また、火災等が発生した場合は、センター職員の指示に従ってください。
4. センターは、永井小児科内科医院と提携しています。また、状況に応じて、相応しい医療機関を紹介します。なお、受診にかかる医療費、交通費等は別途ご負担いただきます。

◆貴重品、お預かり品について

1. 現金、貴金属等の貴重品、利用者の所有する物品については、一切お預かりいたしませんのでご了承ください。利用される居室に備え付けの鍵付き家具に収納の上、利用者本人の責任の下、管理させていただきますようお願いいたします。

◆食事について

下記の食事時間に所定の場所でおとりください。

朝食 8時00分～ 8時40分 昼食 12時00分～12時40分
夕食 18時00分～18時40分

◆服薬について

センター利用中に服薬が必要な場合は、利用者ご本人が管理し、処方どおりに服薬を行ってください。

◆面会について

面会は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により実施内容が変更となる場合があります。世田谷区ホームページをご確認ください。

◆センターの契約解除権について

1. センターは、利用約款第6条第1項に掲げる場合において、利用契約を解除することがあります。
2. センターは、利用約款第6条第2項に掲げる場合において、利用契約を解除します。
3. センターが利用約款第6条第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、退所日の翌日以降の料金はいただきません。但し、退所時間が19時00分～24時00分となった場合には、退所日の翌日の利用料金をいただきます。
4. 利用約款第6条第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除したにもかかわらず、利用者が退所しない場合、あるいは管理上支障があると認められる言動をとった場合には、センター長あるいは副センター長は、利用者に対して退去を求めます。また、センターでの対応が困難であると判断した場合には、警察または適切な行政機関に通報します。
5. センターは、利用者の退所日において、悪天候や災害等により、今後利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、退所を促すことがあります。

◆その他

1. 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を破損、汚損、紛失された場合は相当額を弁償していただくことがあります。
2. 居室の鍵を紛失した際は、速やかにご申告ください。鍵の紛失、またご返却いただけない場合は、鍵代金の実費をお支払いいただきます。
3. センターは、設備施設の衛生管理及び安全管理保守のため、清掃、点検・補修等を行います。作業の都合上、設備や居室の一部がご利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
4. 突発的な事故(空調・水回りの故障等)で、居室の提供に支障が出た場合は、当日であっても利用をお断りする場合があります。